

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、令和4年2月25日から同年6月27日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和4年2月25日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ホームセンタージュンテンドー徳佐店
所在地 山口市阿東徳佐下50の1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ジュンテンドー	島根県益田市遠田町2179の1	飯塚 正

3 変更に係る事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者

○変更前

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	変更年月日・内容
株式会社ジュンテンドー	島根県益田市下本郷町206の5	飯塚 道正	

○変更後

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	変更年月日・内容
株式会社ジュンテンドー	島根県益田市遠田町2179の1	飯塚 正	平成17年5月25日 代表者変更 令和3年4月20日 住所変更

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

○変更前

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	変更年月日・内容
株式会社ジュンテンドー	島根県益田市下本郷町206の5	飯塚 道正	

○変更後

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	変更年月日・内容
株式会社ジュンテンドー	島根県益田市遠田町2179の1	飯塚 正	平成17年5月25日 代表者変更 令和3年4月20日 住所変更

4 届出年月日

令和4年2月10日